

仕様書番号：も広介委第31号

もとす広域連合第10期介護保険事業計画策定業務委託  
(令和7年度・令和8年度)  
仕 様 書

1 業務の目的

本業務は、「もとす広域連合第10期介護保険事業計画」(計画期間：令和9年度～令和11年度)を策定するにあたり、専門知識、技術、経験を有する事業者にも業務を委託し、円滑に遂行することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月17日まで

3 業務施行場所

もとす広域連合(以下「広域連合」という。) 介護保険課  
岐阜県本巣市下真桑1000番地

4 業務内容

【令和7年度】

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のデータ収集及び分析業務

高齢者の健康状態や介護保険サービスに関するアンケート調査を実施する。当該アンケート調査については、厚生労働省から示される要領、様式等に従い実施するものとする。また、当該アンケート調査票を回収の上、データ入力及び分析作業を行う。

《調査対象者》

65歳以上で要介護1～5以外の者(要支援・総合事業対象者は対象)の中から約4,000人を抽出する。ただし、調査件数は、広域連合と調整のうえ増減できるものとする。

《実施方法》

①受託者は、発送用・返信用封筒の印刷、アンケート調査票の設計調製、封入封緘作業、宛名ラベルの貼付など、アンケート調査票の一連の発送作業を行う。

(宛名ラベルについては、広域連合で作成の上受託者に提供する。)

※調査票は、広域連合構成市町の医療保健施策での当該データの活用の為、回答者の特定(被保険者番号と紐付け等)が可能な形式で実施すること。

- ②返送先は広域連合とし、回収されたアンケート調査票のデータ入力及び分析等を受託者が行う。(料金受取人払郵便の手続きは、広域連合が受託者と調整の上行う。)
- ③厚生労働省へ報告する登録用データの作成を受託者が行う。

《費用分担》

郵送費(発送及び返送)及び宛名ラベル作成に伴う経費は広域連合が負担し、これ以外のアンケート調査票・封筒の調製等の費用は全て受託者が負担する。

(2) 在宅介護実態調査

令和7年度中に広域連合が実施する在宅介護実態調査について、データ入力、分析及び厚生労働省へのデータ登録支援事務を行う。

《調査対象者》

在宅で生活している要支援・要介護者のうち要介護認定の更新申請・区分変更申請をする約600人を予定。

《実施方法》

当該調査は広域連合にて実施し、受託者は調査結果の入力、分析及び広域連合が行う厚生労働省への登録作業への支援を行う。

(3) 担い手世代調査

これからの介護の支え手・担い手となる世代を対象に、介護保険制度の認知度をはじめ、介護職に関する意識、自身の家族の介護の状況を調査する。

《調査対象者》

15歳(中学生を除く)から35歳を対象に、無作為に約3,000人を抽出する。

《実施方法》

①受託者は、発送用封筒の印刷、調査票の設計調製、封入封緘作業、宛名ラベルの貼付など、当該調査に関連する一連の作業を行う。(宛名ラベルについては、広域連合で作成の上受託者に提供する。)

※郵送にて案内文・同封パンフレットを送付し、案内文に二次元コードを記載し、調査対象者はそれを読み取り、web上で設問に回答する形式とする。(この方法以外で同様の結果を得られ、広域連合にて新たな費用負担が発生しない場合には、この方法によらない方法も認める。)

②調査の集計を行い、集計結果の分析等を行う。

《費用分担》

郵送費(発送)及び宛名ラベル作成・同封パンフレットに伴う経費は広域連合が負担し、これ以外の調査票・封筒の調製等の費用は全て受託者が負担する。

(4) その他計画策定にあたり実施が必要となる調査

計画策定にあたり厚生労働省が実施を義務付ける等、(1) から (3) の他に調査が必要となった場合は、その調査についても (1) から (3) 同様に実施する。

《想定される調査》

介護人材実態調査	事業所及び施設	介護人材の実態を個票で把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討。
在宅生活改善調査	居宅事業所等	居宅の現在のサービスでは生活維持が困難な利用者の実態を把握し、不足サービスを検討。
居所変更実態調査	施設等	入居・退居の流れや理由を把握。

※必要となる費用負担については協議を行い、状況に応じ契約変更、別契約等を検討するものとする。

(5) 成果品 (令和7年度分)

(1) ~ (4) に関するデータを整理し、納品する。

①整理しまとめたデータを紙へ出力し、ファイル綴じ込みの上、納品すること。

②汎用的なドキュメントや表計算ソフトに対応したものとし、CD-ROM 等の媒体にて電子データを提出すること。

【令和8年度】

※令和8年度業務分については、令和7年度を合わせた計画全体のイメージを事業者選定の判断材料といたく、企画提案書においては、下記の事項についても具体的な取組方法や取組姿勢等を盛り込むこと。

(6) 介護給付費対象サービス見込量等の算出及び保険料水準の推計

厚生労働省から提供される『地域包括ケア「見える化」システム』を活用しつつ、人口、要介護認定者数等の推計を行うとともに、介護給付費対象サービス見込量等の算出と、保険料水準の推計を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

策定された計画素案をパブリックコメントで集約された意見をもとに、必要に応じて計画案へ反映する。実施窓口は6か所を予定する。

(8) 計画書 (成果品) の納品

計画書を作成、製本し、納品する。

(参考) 計画書：A4判120頁程度、一色刷り200部、電子データ

※電子データについては汎用的なドキュメントや表計算ソフトに対応したものとし、CD-ROM 等の媒体にて提出すること。

【令和7年度・令和8年度 共通】

(9) 事業計画策定委員会の運営サポート

事業計画策定委員会の運営支援、会議資料作成支援、会議への出席及び議事録(要約)の作成を行うこと。

開催回数は令和7年度(3回)・令和8年度(6回)で計9回程度開催予定とする。  
なお、受託者は計画策定委員会に必ず出席し、事務局として関与すること。

(10) その他

厚生労働省から発せられた情報及び岐阜県から行われた指導への対応や、調査業務、保険料改定に係る業務及び委員会運営上急遽必要となる業務に関し、受託者は適時情報を収集し支援すること。

5 成果品検査

各年度の成果品について、完成時点で速やかに納品すること。また、各年度の業務完了後に広域連合の検査を受け、検査の結果適合しない場合には、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者が負担するものとする。

6 委託料の支払い

広域連合は、各年度の委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受領したときは、請求があった日から起算して30日以内に年度毎に一括して委託料を支払うものとする。

7 その他

(1) 本業務の成果品は全て広域連合の管理及び帰属とし、受託者が広域連合の許可なく他に公表、貸与、使用、複製してはならない。

(2) 個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。また、受託者は、本業務で知り得た情報を他に漏えいしてはならない。業務終了後においても同様とする。加えて、受託者は、本業務に携わる従業員並びに従業者であった者が、本業務で知り得た情報を他に漏らすことがないような措置を講ずること。

(3) 受託者は、業務中に事故が発生した場合には、直ちに広域連合担当者に連絡するとともに、担当者が指示する期日までに、報告書(任意様式)を提出すること。

(4) この仕様書に定めのない事項については、広域連合と受託者の協議により決定するものとし、その他不明な点については、広域連合の指示によるものとする。